

議第248号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 しが県民芸術創造館および滋賀県立文化産業交流会館
- 2 指 定 管 理 者 滋賀県大津市京町四丁目3番28号
公益財団法人滋賀県文化振興事業団
会長 田 口 宇一郎
- 3 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
ただし、しが県民芸術創造館については平成26年12月31日まで